

発行 城東電機株式会社 企画開発部

〒448-0034 刈谷市神明町4丁目515番地 TEL0566-21-4341 FAX0566-22-5053

URL www.joto-denki.co.jp/

消防用設備・防火対象物には 点検・報告の義務があります。

消防用設備は、火災発生時に適切に作動してこそ、その役目を果たします。適切な作動を果たすためにあるのが「**消防設備点検**」になります。消防法では、建物の関係者は設置された消防用設備を定期的に点検し、その結果を消防署に報告する義務があります。

外観機能点検 6ヶ月に1回

消防設備の機器の適正な配置、損傷等の有無を外観で判断できる事項を点検。また機器の機能については、実際に感知器を作動させたり、非常ベルを鳴動させるなどして点検します。

総合機能点検 1年に1回

消防設備等の全部もしくは一部を作動させ、消防設備を使用することにより、総合的な機能を各種類の設備に応じ点検します。

外観機能点検のみの作業を年1回

外観機能点検 + 総合機能点検の作業を年1回

と、合わせて年2回、点検を行う必要があります。

消防点検の流れ

1. 当社点検資格者が、物件の設備や点検項目について現場調査に伺います。
2. お見積をいたします。
3. お見積の内容でよろしければ日程を決め、点検業務をおこないます。
4. 点検結果を消防署に提出するための報告書を作成いたします。
5. 報告書を貴社に提出し内容をご確認の上、署名・捺印をしていただきます。
6. 当社が貴社に代わって報告書を消防署へ提出いたします。



当社では「有資格者」が確実な設備点検をし、報告書の作成・届出を行っていますので、安心しておまかせください。